

令和6年9月24日

松本警察署長 殿

松本警察署 担当刑事 殿

被疑者

弁護士 西 村



通告書

当職は、強盗致傷被疑事件で松本警察署に勾留中の被疑者 ■■■ 氏の弁護士です。■■■氏に対する捜査について、次のとおり通告します。

■■■氏は、警察官の取調べを受けることを拒否します。これは日本国憲法38条1項、刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使であり、この通告を無視して取調べを強行することは、黙秘権侵害に他ならず、違憲違法な措置です。

■■■氏を取調室に呼び出さないでください。■■■氏の取調べをしないでください。

なお、万が一、今後■■■氏を、別事件で被疑者として逮捕勾留したとしても、憲法38条1項、刑事訴訟法198条1項の黙秘権行使が保障されることには変わりありません。よって、本通告書をもって、別事件で逮捕勾留後の取り調べも拒否いたします。

以上

令和6年9月24日

長野地方検察庁松本支部 御中

被疑者

弁護士 西 村



通告書

当職は、強盗致傷被疑事件で松本警察署に勾留中の被疑者 ■■■ 氏の弁護人です。■■■氏に対する捜査について、次のとおり通告します。

■■■氏は、検察官の取調べを受けることを拒否します。これは日本国憲法38条1項、刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使であり、この通告を無視して取調べを強行することは、黙秘権侵害に他ならず、違憲違法な措置です。

■■■氏を取調べのために検察庁に呼び出さないでください。警察署に赴いて、■■■氏の取調べをしないでください。

なお、万が一、今後 ■■■ 氏を、別事件で被疑者として逮捕勾留したとしても、憲法38条1項1項、刑事訴訟法198条1項の黙秘権行使が保障されることには変わりありません。よって、本通告書をもって、別事件で逮捕勾留後の取り調べも拒否いたします。

以上